

令和7年度第5回鹿児島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

(1) 日 時

令和8年1月30日（金）午後2時30分から午後5時まで

(2) 場 所

県庁10階漁業調整委員会室

(3) 出席者

次頁のとおり

2 議事内容及び結果

(1) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

→ 原案のとおり知事許可漁業に係る制限措置等の公示することを適当とする旨，答申することを決定

(2) 鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）

→ 原案のとおり鹿児島県資源管理方針を変更することを適当とする旨，答申することを決定

(3) くろまぐろに関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）

→ 原案のとおりくろまぐろに関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等をするを適当とする旨，答申することを決定

(4) 漁業権の免許及び変更等について（諮問）

→ 原案のとおり漁業権の免許及び変更することを適当とする旨，答申することを決定

(5) 区画漁業権における条件の変更について（協議）

→ 原案のとおり区画漁業権における条件の変更することを適当とするを決定

- (6) 鹿児島海区漁業調整委員会告示の読点の表記を改める告示の制定について（協議）
 - 原案のとおり鹿児島海区漁業調整委員会告示の読点の表記を改める告示の制定することを適当とすることを決定
- (7) アサヒガニの採捕に係る委員会指示について（協議）
- (8) うみがめの採捕に係る委員会指示について（協議）
- (9) 浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業に係る委員会指示について（協議）
 - 原案のとおり委員会指示を更新することを適当とすることを決定
- (10) 知事許可漁業の制限措置等見直しに係る対応方針について（協議）
 - 原案のとおり知事許可漁業の制限措置等見直しに係る対応方針は、適当とすることを決定
- (11) 漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告について（報告）
 - 意見なし

令和8年度第5回鹿児島海区漁業調整委員会

日時：令和8年1月30日(金) 午後2時30分から

区 分	氏 名	出 欠
漁業者・漁業従事者委員	阿久根 金也	○
漁業者・漁業従事者委員	(会長職務代理者第1位) 重信 雅彦	○
漁業者・漁業従事者委員	野村 敬司	○
漁業者・漁業従事者委員	小崎 春海	○
漁業者・漁業従事者委員	増本 雄二	○
漁業者・漁業従事者委員	大久保 光朗	○
漁業者・漁業従事者委員	山下 伸吾	○
漁業者・漁業従事者委員	鵜瀬 芳昭	○
漁業者・漁業従事者委員	川畑 興文	○
学識経験委員	西 一樹	○
学識経験委員	(会長職務代理者第2位) 篤 昭仁	○
学識経験委員	久賀 みず保	○
中立委員	前田 祝成	○
中立委員	前田 圭子	○
中立委員	久保 源一郎	○

(出席者) 15人

(欠席者) 0人

【事務局等】

職名	氏名
事務局長（水産振興課資源管理監）	板 坂 信 明
事務局次長（水産振興課漁業調整係長）	村 田 圭 助
担当（水産振興課漁業調整係主事）	松 山 英 広
水産振興課漁業調整係技術主査	小 路 口 拓 輝
水産振興課漁業調整係水産技師	山 神 諒 平
水産振興課漁業監理係技術主査	保 科 圭 佑
水産振興課漁業監理係水産技師	吉 田 悠 馬

【開会】

○板坂事務局長

それでは、定刻となりましたので令和7年度第5回鹿児島海区漁業調整委員会を開催します。

本日は委員15名中、現在13名の出席をいただいております。2名ちょっと遅れてくるということですので、よろしく願いいたします。

鹿児島海区漁業調整委員会事務規程第6条第1項に定める定数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

それでは、議事に入らせていただきますが初めに事務局からお知らせします。

本日は、傍聴希望される方がいらっしゃいますので、まず傍聴に関する手順等について事務局から説明し、委員会の委員の皆様のご了解をいただいた後、会議を進行したいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

傍聴の規定については、本委員会では、傍聴に関する規定は定められていないため、県議会の傍聴規定を参考に手続きを進行します。

本委員会は、漁業法に基づき公開となっており傍聴は自由ですが傍聴手続きは、県議会傍聴規則等によります。

傍聴人への説明内容についてです。

傍聴人は、傍聴者名簿の名簿に住所氏名等の所定の事項を記入しなければなりません。傍聴については、傍聴席で行うことになっております。傍聴は静粛に行い、次の事項を遵守するというので、傍聴人は録音や写真撮影等については、後に記録を公表することから、委員会当日は不許可とします。

傍聴人は、議長の指示に従い傍聴することになりますが、指示に従わない時は、議長の判断で退場させることも可能とします。

なお本日は、傍聴希望される方が多く、当委員会室に入りきれないため、別室においてWeb会議方式により傍聴していただくことにしておりますので、その旨申し添えます。

このことについて、議長の方から委員の皆さんに、お諮りいただければと思います。

議長の方で今回の傍聴に関して、皆さんの御意見を聞いてください。

○阿久根議長

ただいま、説明がございましたが、委員の皆様方から、御意見ございませんか。異議がないということで、事務局案のとおり運営してよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

異議がないようですので、事務局案に従い運営することと決定します。

それでは、傍聴人には、こちらの会議室の方に10名入ってもらい、入りきれない人たちは、別室で聞いていただくということになっております。

(傍聴人入場)

○板坂事務局長

それでは、議事に入りますが、傍聴人の方がいらっしゃいますので傍聴についての注意事項を説明します。

本委員会では、傍聴に関する規定は、定められていませんので、県議会の傍聴規定を参考に手続きを進行させます。

本委員会は、漁業法に基づき公開となっており、傍聴は自由ですが傍聴手続きは、県議会傍聴規則等によります。

傍聴については、傍聴席で行う。傍聴は静粛に行い、次の事項を遵守することによって傍聴人の方々は、録音や写真撮影等については、後に記録を公表することになっておりますので委員会当日は不許可とします。

傍聴人は、議長の指示に従い傍聴することとなりますが指示に従わないときには、議長の判断で退場させることも可能とします。

以上になります。傍聴人は、以上のことを了承していただけますか。

(「はい。」という声あり。)

それでは、議事の方に入ります前に、委員の皆様方への注意事項になります。

発言は、挙手の上、議長の了承を得た後に行うようにしてください。また、発言の際は、事務局がマイクをお渡しします。マイクがお手元に届いてから、発言を行ってください。

また本日、久我委員と前田委員が少し遅れて来られるということで連絡を受けております。

それでは、議長に議事進行をお願いいたします。

○阿久根議長

皆さん、今年初の委員会で、正月から相当たっておりますが、今年もよろしくお願いいたします。

また、我々の仲間であります前田委員におかれましては、枕崎市長に当選なさ

れたということで、おめでとうございます。同じ水産の委員として、また、鹿児島県の拠点の港である市長さんとして、頑張っていたきたいと思っております。

それでは、議事に入る前に議事録署名者について、私から指名することによろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

それでは、今回は西委員と篤委員にお願いいたします。

議事に入りますが、本日は議事、付議事項がたくさんありますので、事務局も説明は、できるだけ手短にお願いします。

また、委員の皆さんも、御質問、御意見がある時には簡潔に、御意見、御質問していただき、審議がスムーズにいくようにしていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

【議題 1 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）】

○阿久根議長

それでは、議題 1 は、知事許可漁業に係る制限措置等の公示についてです。これは、諮問事項です。県執行部からの説明をお願いいたします。

○事務局（小路口技術主査）

はい。漁業調整係の小路口です。

議題 1 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）ということで御説明いたします。資料 1 の 1 ページをお開きください。

本議題は諮問事項ですので、まずは諮問文を読み上げさせていただきます。

水振第 658 号
令和 8 年 1 月 30 日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 殿

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において準用

する第 42 条第 1 項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第 58 条において準用する第 42 条第 3 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

今回の諮問については、もじゃこ漁業とさんご漁業がございます。それぞれ担当から御説明をさせていただきます。

まず、もじゃこ漁業の制限措置についてです。番号 1 と 2 でございますが、1 が鹿児島県漁業者、2 が大分県漁業者の制限措置となります。操業区域は、鹿児島県沖合一円。操業時期は、3 月 1 日から 7 月 31 日までとし、漁業者団体の希望に沿うようにしてございます。トン数、馬力数の定めはなし。許可すべき船舶の数は、鹿児島県が昨年同様 112 隻、大分県が 1 隻減り 28 隻です。漁業を営む者の資格は、許可を受ける者の要件となっており、本県は、需給双方の漁協との間で需給契約を結ぶことを義務づけており、また、採捕を行う漁協は、採捕者である漁業者と納入契約を結ぶこととしておりますので、そのことを要件としてございます。

大分県の漁業につきましては、鹿児島・大分の両県漁業者団体の間で操業協定を締結しており、本県漁業者によるもじゃこ漁業の終了後、大分県漁業者が本県海域で、もじゃこ漁業を操業することとしています。申請すべき期間は、2 月 2 日から 13 日までとしております。

許可の有効期間は、3 月 1 日から 7 月 31 日までとしてございます。許可の期間を短期とする理由については、もじゃこ漁業は漁業調整規則上、許可の有効期間を 1 年間と定めているのですが、もじゃこ漁業は、ぶりの養殖用種苗の稚魚を採捕する漁業ということで、過剰な採捕は、資源管理上問題であることと、本県海域への来遊についても限定されていることから、これらを踏まえて許可の有効期間を 1 年よりも短期の許可とすることとしてございます。もじゃこ漁業は、以上となります。

○事務局（山神水産技師）

はい、水産振興課の山神です。

続いて 3 ページ、2 番のさんご漁業について説明をさせていただきます。

さんご漁業は、1 年間の許可となっており、今回の諮問は、来年度中の許可をするためのものになります。制限措置は表で示しているとおりで、許可すべき者は 1 者。例年どおりの内容となっております。操業区域は、4 ページに別途示しておりますので、後程お目通しをお願いします。申請すべき期間は、令和 8 年 3 月 2 日から 3 月 19 日まで、許可の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間となっております。

続いて、資料 5 ページ 3 番の小型機船底びき網漁業です。

こちらは、ツキヒガイを目的とした漁業許可の取得について、鹿児島県漁協羽島支所の所属組合員から要望があったものです。

現在、当該漁業許可は許可数が減少しているということで、許可を行っても問題ないと考えております。制限措置は、資料に示しているとおりで現許可者とそろえております。

申請すべき期間は、2月9日から27日、許可の有効期間は、終期を他の許可者に合わせまして、許可日から令和9年10月31日までとしています。6ページ以降は、参考資料となっておりますので、後程お目通しをお願いします。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○阿久根議長

ただいま事務局より説明がございましたが、委員の皆様方から御意見、御質問等ございますか。

特に、御意見等がないようですので、議題1の知事許可漁業に係る制限措置等の公示については、原案のとおり定めることが適当である旨、答申してよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

では、そのように答申することに決定いたします。

【議題2 鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）】

○阿久根議長

議題2は、鹿児島県資源管理方針の変更についてです。これも諮問事項です。県執行部からの説明をお願いいたします。

○事務局（吉田水産技師）

漁業監理係の吉田です。私から、座って説明をさせていただきます。資料2をお手元に御用意ください。本議題は諮問事項となりますので、まず諮問文を読み上げます。次のページをお開きください。

水振第665号
令和8年1月30日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）

このことについて、鹿児島県資源管理方針を変更したいので、漁業法第10条第4項及び同条第10項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

はじめに、概要についてです。2ページをお開きください。今回の変更点は2点ございます。

まず1点目は、知事管理漁獲可能量の柔軟な運用に向けて記載の変更を行いたいもの。2点目は、漁業法の改正に伴い、県方針の変更が必要になったものです。

1点目の知事管理漁獲可能量の柔軟な運用について説明をいたします。これは、くろまぐろに関することなのですが、本県におけるくろまぐろ小型魚、大型魚の漁獲可能量の運用につきましては、国からの追加配分等があった場合や県内の知事管理区分間での融通、また、不等量交換なのですが、これらへの対応については、充実をしております、それぞれ関係海区漁業調整委員会へ事後報告とされております。

一方で、知事管理区分から、他都道府県への漁獲枠の譲渡については、整理されておらず、変更前に鹿児島、熊本、奄美大島海区へ諮問し、答申をいただかなければなりません。

太平洋くろまぐろにつきましては、皆様もご存じのとおり、資源の回復に伴って、令和7管理年度より、小型魚10%、大型魚50%の増枠が行われ、本県の漁獲枠も大きく増加をしました。

そのため、今後の来遊状況等によっては、他都道府県への漁獲枠を譲渡する機会も生じると考えられるため、より柔軟な漁獲可能量の運用について整理をしたものになります。

運用案については、次のとおりになります。

他都道府県への譲渡につきましては、太平洋くろまぐろを漁獲する関係水産団体等の同意を取得後、速やかに実施をすることとします。この際、県の判断のみで恣意的に実施をしないものとします。そして、前述の対応を行った場合は、国からの追加配分等があった場合と同様に、関係海区漁業調整委員会へは事後報告とします。ただし、各管理年度の漁獲枠設定時の諮問において上記の対応をする旨、都度諮問をすることといたします。

次に、この運用案を導入した際の効果になります。

まず、現状についてですが、先ほども御説明をしましたとおり、他都道府県へ

の譲渡について、鹿児島・熊毛・奄美大島の3海区漁業調整委員会に諮問をいたします。この3海区で答申をいただきましたら、知事管理漁獲可能量の変更について、農林水産大臣へ報告、ホームページで公表し、変更に係る手続きは、完了になります。

しかし、この3海区漁業調整委員会で諮問をする必要があるため、変更までに1ヶ月ほど時間を要するということになります。

一方で、運用案を導入した場合は、他都道府県へ漁獲枠を譲渡するため、知事管理漁獲可能量を変更する旨、くろまぐろを漁獲する関係水産団体等から同意を取得します。その後、知事管理漁獲可能量の変更について、農林水産大臣へ報告、ホームページで公表し変更完了となります。この場合、3海区漁業調整委員会へは事後報告となり、変更後に開催される3海区で報告をすることとなります。

このように、漁業調整委員会へ変更前に諮問をする必要がないため、変更にかかる期間が短縮され、漁獲状況に即した変更が可能になります。

変更内容については、次のページをお開きください。3ページです。

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の第3「漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準」に「また、県内知事管理区分の融通や不等量交換、他都道府県への譲渡により知事管理漁獲可能量に変更される場合は、予め鹿児島、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする」と追記したいと考えております。

次に、漁業法の改正に伴う変更についてです。

くろまぐろ（大型魚）は、漁業法第11条第2項第3号に基づく特定水産資源に指定をされており、漁獲可能量による管理が行われているところです。

そのような中、令和4年に、漁獲量等の報告義務に違反したくろまぐろ（大型魚）が流通する事案が発生し、この再発防止や管理強化を図ることが急務となりました。このため、特定水産資源のうち、国際的な枠組み等を勘案して、特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものを特別管理特定水産資源として定め、個体の数及び船舶等の名称等の報告を義務づけるとともに、報告期限を陸揚げした日から3日以内とする等の法律の改正が行われ、農林水産省令において、くろまぐろ（大型魚）につきましては、この特別管理特定水産資源として指定をされました。

この改正に対応するため、鹿児島県の資源管理方針においても変更を行うものになります。

変更内容の書きぶりは、国の資源管理基本方針に倣っております。くろまぐろ（大型魚）の第2「知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等」の記載を次のとおり変更します。

読み上げますと、「当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日から3日以内とする。」

また、「第5 その他資源管理に関する重要事項」の記載に次のとおり追記します。

読み上げますと「法第26条第2項に基づく特別管理特定水産資源について、くろまぐろ（大型魚）は、法第26条第2項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源である」となります。

変更内容につきましては、この資料4から6ページの新旧対照表を7ページ以降に溶け込み版を添付しておりますのでお時間がある時にお目通しいただければと思います。

3ページにお戻りください。今後の手続きとしましては、2月中に各海区漁業調整委員会へ諮問をし、答申をいただくことができましたら、農林水産大臣へ変更承認申請を提出。承認通知を受け取った後、県公報及びホームページにて公表し、変更に係る手続きが完了となります。

説明が長くなってしまいましたが以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿久根議長

県から説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見、御質問等ございますか。はい、野村委員。

○野村委員

ちょっとお聞きしたいのですが、熊毛と奄美を省略した後から変更することになった場合、どのぐらいの期間が省略されますか。

○阿久根議長

はい、事務局。

○事務局（吉田水産技師）

御質問ありがとうございます。ここの運用案となりますと関係水産団体としましては、定置漁業の方は県定置漁協で、その他漁業につきましては、沿海漁業協同組合の皆さんを想定しているのですが、そこに合意をいただいた後、県内で配分する旨の決裁をいただいたのち、農林水産大臣に報告をするということで、早くて1週間かからないぐらいのスピード感で変更ができると考えております。

○阿久根議長

他に、委員の皆様方で、御質問等ございますか。はい、前田委員。

○前田祝成委員

この関係水産団体がどのくらいの数的にあるのかという事と、どういった形で変更を決定するのか。その後、多数決なのか。その辺りをちょっと教えてください。

○阿久根議長

はい、事務局。

○事務局（吉田水産技師）

御質問ありがとうございます。

関係水産団体の数になりますが、くろまぐろに関しては、枠が定置漁業とその他漁業。この2つに分かれておりまして定置漁業の方につきましては、県の定置協議会がありますのでこの1団体となるのかなと考えているところです。

その他漁業につきましては、その関係水産団体というか、そういう協議会みたいなものがないため、くろまぐろを採捕する沿海漁協の皆様にも多数決なり、その方法については、現状まだ定まっていないのですが、そういった方法で同意を得るのかなと考えております。

○前田祝成委員

はい。

○阿久根議長

はい。他に委員の皆様方で、御意見、御質問ございますか。ないですか。

（「はい。」という声あり。）

○阿久根議長

それでは、もう特にないようですので、議題2については、鹿児島県資源管理方針の変更については、原案のとおり変更することが適当である旨、答申してよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり。）

○阿久根議長

それでは、そのように答申することに決定いたします。

**【議題3 くろまぐろに関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理
可能量の設定等について(諮問)】**

○阿久根議長

続きまして議題3は、くろまぐろに関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等についてです。これも諮問事項です。県執行部から説明をお願いします。

○事務局(吉田水産技師)

はい。引き続き漁業監理係の吉田から御説明をさせていただきます。

資料3をお手元に御用意いただければと思います。本議題も諮問事項となりますので、まず諮問文を読み上げます。1ページをお開きください。

水振第657号
令和8年1月30日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

くろまぐろに関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について(諮問)

このことについて、別紙1のとおり、本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので第16条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

また、当管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、別紙2の取り扱いとしたいので、同条第5項において準用する第2項に基づき、貴委員会の意見をあわせて求めます。

2ページをお開きください。知事管理漁獲可能量の設定についてです。

まず、30kg未満の小型魚についてです。

令和8管理年度、今年の4月1日からの管理年度ですが、本県に配分された数量は、昨年と同様に41.3トンという数量が配分されております。

管理区分への配分ルールにつきましては、概ね1割を本県の留保としまして、

残りの概ね9割を平成22年～24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じて、それぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映することとされています。

次に、知事管理漁獲可能量の設定についてです。管理区分ごとへの配分につきましては、直近である令和5～6管理年度の漁獲実績の平均値を反映したいと考えており、その際の配分比率は、定置漁業対その他漁業が約77対23となります。県の留保枠4.1トンを除いた37.2トンを前述の比率で按分をしますと、定置漁業は28.7トン、その他漁業は8.5トンとなりまして、この数字を採用したいと考えております。

また、小型魚につきましては、各管理区分を上半期と下半期に分けて管理することとしております。令和7管理年度は、これまでの上半期の最大実績を賄える数量を上半期に配分をしたところですが、管理年度当初から高水準の来遊が続いており、4月早々に採捕停止命令を発出したところでした。

つきましては、近年の来遊状況の変化を考慮しまして、上半期大使も判断が1：1になるよう配分したいと思っております。配分案を読み上げますと、定置漁業（上半期）が14トン、定置漁業（下半期）が14.7トン、その他漁業（上半期）は4トン、その他漁業（下半期）は4.5トンとなっております。

上半期に消化しきれなかった漁獲枠につきましては、下半期に自動的に繰り越されるということになっております。

次に、30kg以上の大型魚になります。令和8管理年度、本県に配分されました数量は30.8トンとなります。これは令和7管理年度と同様の数量になります。管理区分への配分ルールは、小型魚と同じですので割愛をさせていただきます。

知事管理漁獲可能量の設定について、大型魚についても管理区分ごとの配分には、小型魚と同様に、直近である令和5～6管理年度の漁獲実績を反映することとしたいと考えておりまして、その際の配分比率は、定置漁業対その他漁業が約61対39となることから、県の留保枠3トンを除いた、27.8トンを前述の比率で按分しますと、定置漁業は16.9トン、その他漁業は10.9トンとなりまして、この数字を採用したいと考えております。

続きまして、3ページの裏面です。別紙2をお開きください。

こちらは、くろまぐろ小型魚、大型魚の数量管理の柔軟な運用を図るため、令和8管理年度における具体的な取り扱いを定めるものになります。

取り扱いの案としましては、くろまぐろ小型魚、大型魚の知事管理区分間での融通及び不等量交換、他都道府県への譲渡にて知事管理漁獲可能量を変更する場合、くろまぐろを漁獲する関係水産団体等の同意が得られた範囲内で数量を変更することとします。

また、変更した場合は、県ホームページ及び県公報により、遅延なく公表する

こととし、変更後に開催される鹿児島、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に報告をすることとしたいと思っております。

また、前述の変更及びすでに県方針に定められている、国や他都道府県等からの追加配分等による変更以外は、鹿児島、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会の意見を聴いて行うこととします。

長くなってしまいましたが、以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿久根議長

県から説明が終わりました。ただいまの説明について御意見、御質問等ございますか。ないですね。議題3については、御意見、御質問もないようですので、くろまぐろに関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等については、原案のとおり定めることが適当である旨、答申してよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

では、そのように答申するという事にいたします。

【議題4 漁業権の免許及び変更等について（諮問）】

○阿久根議長

続きまして議題4は、漁業権の免許及び変更等についてです。これも諮問事項です。県執行部から説明をお願いいたします。

○事務局（小路口技術主査）

はい。漁業調整係の小路口です。

議題4、漁業権の免許及び変更等について御説明いたします。資料4の1枚をお開きください。本議題は諮問事項ですので、初めに諮問文を読み上げさせていただきます。

水振第702号
令和8年1月30日
(水産振興水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿 児 島 県 知 事

漁業権の免許及び変更等について（諮問）

令和7年12月1日付けで、鹿児島海区漁場計画の一部を変更し、免許の内容たるべき事項等を公示したところ、別紙のとおり、漁業権の免許及び変更の申請がありましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第70条及び86条第2項並びに第76条第3項で準用する第70条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

また、漁業権の条件について別紙のとおり変更したいので、あわせて貴委員会の意見を求めます。

前回開催された委員会において、鹿児島海区漁場計画の変更について諮問をさせていただきました。その後、漁場計画の変更を公示し申請を受け付けましたので、本日は漁業権の免許または変更、それに伴う条件の変更についての諮問となります。説明が前回のもものと重複いたしますが、御知おきください。

概要資料で御説明いたします。2ページをご覧ください。

まず1 漁業権の免許及び変更の申請についてです。3件ございます。

まず、漁業権の免許について鹿共第77号及び第566号について、鹿児島県漁協からの申請となります。免許の内容は4ページ、漁業権連絡図は8ページにありますが、こちらは旧羽島漁協の共同漁業権となります。

次に、鹿特区か第35号～37号かき養殖についてです。こちらは、山川町漁協からの申請となります。免許の内容は6ページ、漁業権連絡図は10ページにありますが、バスケット式かき養殖にチャレンジするための新規免許となります。

最後に、漁業権の変更について、鹿特区魚第43号の変更です。こちらは甕島漁協からの申請となります。漁場区域の一部を拡大する変更となります。免許の内容は5ページ、漁業権連絡図は9ページにありますので、後程御確認ください。

続きまして、2 免許の要件についてです。

まず、申請のありました県漁協については、関係地区において関係地区とは羽島地区のことです。羽島地区において、年間90日以上、沿岸漁業を営むもの。営む者の属する世帯のうち、組合員の割合が3分の2以上ということが要件となっており、38人中37人が県漁協の組合員となっておりますので、要件を満たしております。

次に、山川町漁協の鹿特か第35号から37号については、個別漁業権となるため、漁業または労働に関する法令を遵守し、暴力団員等でないことが要件となっております。すでに山川町漁協の方には、漁業権が他の漁業権が免許されておりますので、要件を満たしてございます。

次に、漁業権の取得または変更に係るそれぞれの漁協の総会決議状況です。こ

ちらは、水産業協同組合法第 50 条の要件でございまして、記載のとおり 3 漁協とも総会は成立しており、決議も 3 分の 2 以上で賛成しているというもので要件を満たしております。

続いて 3 ページをお開きください。

今回、区画漁業権の変更に伴いまして、くろまぐろ養殖における生け簀の台数及び面積の最高限度を調整するため以下の条件を変更します。こちらは、甌島漁協の申請の鹿特区魚第 43 号と第 44 号です。記載にはいろいろ書いておりますが、(1) と (2) のタイトルのところを見ていただくと、43 号で 172 台を増、11,004 m²増とし、同じ台数また同じ面積を 44 号で減という条件の変更としております。少し特殊なこととして下の米印に記載をさせていただいてるのですが、くろまぐろ養殖については、くろまぐろの資源管理のために天然種苗の年間活込尾数を平成 23 年よりも増加させないという国からの指示が出ております。

本県としましては、天然種苗と人工種苗の区画漁業権を分けておりますので、前者については、生け簀の台数と面積に上限を設けており、この関係で調整を行っております。

最後に今後のスケジュールについてですが、本日、答申をいただきましたら、3 月 1 日に漁業権の免許または変更を行いまして、漁業権行使規則もあわせて認可をする予定としております。同じ日から開始できるようにさせていただきたいと思っております。説明は以上です。

○阿久根議長

ただいま、県から説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見、御質問等ございますか。ないですね。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

それでは、区画漁業権における条件の変更については、原案とおりに承認することとしてよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

【議題 5 区画漁業権における条件の変更について (協議)】

○阿久根議長

続きまして議題 5 は、区画漁業権における条件の変更についてです。これは、協議事項です。県執行部から説明をお願いいたします。

○事務局（小路口技術主査）

はい。引き続き、漁業調整係の小路口です。

議題5の各区画漁業権における条件の変更について御説明いたします。資料5をお開きいただきまして、1ページをご覧ください。

まず1の背景です。本件は、令和5年9月1日付で漁業権を免許し、一斉切替を行ったところです。魚類養殖は第1種区画漁業権となりますが、生け簀の台数の最高限度を条件として付しております。今般、下記のとおり漁業権者から条件の変更の要望がございました。

2 条件変更の概要についてです。

鹿児島県漁協に免許しておりますが、鹿特魚第69号と第70号についての条件の変更となります。内容としましては、第69号の24台、第70号の8台、それぞれ免許、条件を付しているものを2つの漁場合わせて32台としたいということでございます。

理由としましては（2）ですが、近年、冬期の北西風が吹くと、第70号漁場に三角波が発生するようになり、生け簀の破損が発生するようになったということで、柔軟に生け簀の運用を行うようにするためとしております。なお、漁場の区域の範囲内での移設ということで、区域の拡張を伴わないというものでございます。こちらの要望への対応について、県全体の生簀台数の最高限度に増減はなく、漁場の区域の範囲内での移設と、漁業権者の責務である漁場の適切かつ有効な活用に資するものというものと考えておりますので、要望のとおり条件を変更することとしたいと考えております。

今後のスケジュールについてですが、本日、協議をさせていただきまして承認をいただけましたら、2月下旬までには、一連の手続きを終えて運用が開始できるようにしたいと考えております。

最後2ページ目には、漁場の図をつけております。説明は以上です。

○阿久根議長

ただいまの協議事項につきまして、委員の皆様方から、御意見、御質問ございますか。ないですね。

（「はい。」という声あり。）

○阿久根議長

それでは、区画漁業権における条件の変更については、原案とお承認することとしてよろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

○阿久根議長

それでは、2月下旬と書いてありますが、北西の季節風が強い時期は、1月から2月でございます。県におかれましては、1日も早く許可を行使できますように申し添えておきます。

【議題6 鹿児島海区漁業調整委員会告示の読点の表記を改める告示の制定について（協議）】

○阿久根議長

続きまして議題6は、鹿児島海区漁業調整委員会告示の読点の表記を改める告示の制定についてです。これも協議事項です。県執行部からの説明をお願いします。

○事務局（小路口技術主査）

はい。引き続き漁業調整係の小路口です。

議題6 鹿児島海区漁業調整委員会告示の読点の表記を改める告示の制定について御説明します。

資料6の1ページをお開きください。

まず、制定の理由についてです。本県の文書の読点の表記を「,」から「、」に変更することとなっております。これは、令和8年の4月1日から運用をすることということで、同じ県の委員会である鹿児島海区漁業調整委員会の告示の制定についても同様に「,」から「、」に変えるというものでございます。

導入にあたっては、4月1日以降の文書に関しては、すべて「、」でいいのですが、以前の文書は「,」が残る関係でそれを「、」に一括で替えるというものとなっております。対象となる文書、告示に関しては参考までに4点挙げておりますが、これらが対象になるというものです。施行の期日は、4月1日から経過措置は不要にしております。

当漁業調整委員会の文書ですので、これは協議をしないといけないというものでございますので何卒よろしく申し上げます。

○阿久根議長

ただいま事務局より説明がございました。委員の皆様方から御意見、御質問等ございますか。御意見ないですね。

（「はい。」という声あり。）

○阿久根議長

それでは、そのように決定いたします。

【議題 7 アサヒガニの採捕に係る委員会指示について（協議）】

【議題 8 うみがめの採捕に係る委員会指示について（協議）】

【議題 9 浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業に係る委員会指示について（協議）】

○阿久根議長

続きまして、議題 7、議題 8、議題 9 は、関連しますのでこの 3 つの議題につきまして一括で執行部から説明をお願いいたします。

○村田事務局次長

それでは、議題の 7 から議題の 9 について説明いたします。

まずは議題の 7 です。資料の 7 の 1 ページをご覧ください。

アサヒガニの採捕に係る委員会指示につきましては、この有効期間が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了することから、今後についてもアサヒガニの繁殖保護を図るため、当該指示を引き続き、同様の内容で、指示の有効期間は 3 年として発出したいと考えております。

指示の内容につきましては、3 の参考の②内容に記載しているとおり、甲長 8 cm 以下を採捕禁止とする体長制限と、5 月から 8 月までの禁漁期間です。

なお、鹿児島海区におけるアサヒガニの採捕状況ですが、共同漁業権の内容になっている、または、知事許可を有している漁協は、13 漁協及び 1 漁連となっております。令和 6 年度については、27 名で約 200 kg の水揚げとなっております。資料の 4 ページ、5 ページに採捕等に関する調査結果を掲載していますので後日御確認ください。

続きまして、資料の 8 をお手元に御準備ください。資料の 1 ページをご覧ください。

うみがめの採捕に係る委員会指示について、有効期間が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了することから、今後についても、国際的なうみがめ保護の動きが続いている中、引き続き同様の内容で指示を発出したいという内容となっております。

なお、鹿児島海区においては、承認実績は平成 23 年度以降ございません。指示の内容としては、3 の参考の②に記載してありますとおり、うみがめの採捕を禁止し、試験研究の目的で利用する場合は、当委員会の承認を受ける。といったような内容となっております。指示の内容につきましては、2 ページの更新後の全文 6 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、後日お目通しをお願いします。

続きまして、資料の 9 をお手元に御準備ください。資料の 1 ページを御覧ください。

浮魚礁の敷設等に係る委員会指示について、有効期間が令和 8 年 3 月 31 日

をもって満了することから、今後についても漁業調整上、敷設においては、委員会の承認が必要であるとの考えの下、引き続き、同様の内容で指示を発出したいという内容になっております。

2の現存浮魚礁の取扱い等についてですが、現存しているものは、5基ございまして、従来どおり、すでに敷設の承認を受けた浮魚礁で現存するものについては、当該指示に基づく承認を受けたものとみなすこととしております。

現存の5基については、2ページの別表1を御確認ください。その他指示の内容については、4ページに新旧対照表、5ページ更新後の全部を掲載しておりますので、後程お目通しください。

以上、アサヒガニとうみがめの採捕、浮魚礁の敷設に係る委員会指示について、引き続きこれまでと同様の内容で指示を発出するという事で、3件について説明いたしました。併せて御協議方よろしく願いいたします。

○阿久根議長

ただいま議題7から議題9につきましての委員会指示につきまして御説明がありました。

委員の皆様方から御意見、御質問ございますか。

はい。それでは、特に意見もないようですので議題7から議題9は、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

それでは、そのように決定いたします。

【議題10 知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針について】

○阿久根議長

議題10は、知事許可漁業の制限措置等見直しに係る対応方針についてです。これも協議事項です。

今日は、傍聴人も多数来られておられるなど漁業者にとっても関心のある事項でございますので、委員の皆様方からも、様々な御意見がございましたら、よろしく願います。その前に、県執行部からの説明をお願いいたします。

○村田事務局次長

はい。漁業調整係の村田ですよろしく願います。

議題の10知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針について御説明

いたします。

この件に関しましては、ちょうど1年前の令和7年1月29日開催の第6回鹿児島海区漁業調整委員会において「漁船漁業の緊急事態」ということで、県が主導する形で制限措置等について、見直しを進めていく旨の説明を行ったところでございます。

その後、本年度の6月、8月の委員会で要望内容の報告を行いまして、前回11月25日の第4回委員会において、要望への対応方法など対応方針について、協議をお願いしております。

今回は、協議いただいた対応方針について、パブリック・コメントを実施しましたので、その内容の報告。また、パブコメを踏まえて、対応方針を一部修正しましたのでその内容について協議、あわせて、試験操業の実施に向けた具体的な手続き等について協議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず資料の1ページをお開きください。

パブコメ意見募集に寄せられた意見について、意見に対する県の考え方についてもあわせて報告いたします。資料に沿って説明いたしますが、パブコメについては、下記の実施概要のとおり意見募集を行っております。

まず、公表の方法ですが、県のホームページに掲載し、県政情報センター、水産振興課の方で閲覧できるような形にしております。関係漁協等には、別途文書でパブリック・コメントを実施する旨通知しております。募集期間については、令和7年の12月8日から令和8年の1月1日までということで実施しました。

提出された意見ですが、一番下でございますように4者から15件の意見がございました。これについて説明いたします。

次のページをお開きください。各漁業ごとに、一通り説明させていただきます。

まず、中型まき網漁業です。過去設置分の大型魚礁の数、操業禁止区域の見直しという内容でございました。

意見としましては、2者から意見がございまして、

・ごち網漁業や一本釣り漁業への影響が懸念されるため、現状維持にして欲しい。

・現在でも、トラブルがあるので、他漁業の利用者も多く、周辺漁協・漁業者への影響等の確認と説明が必要ではないかという御意見でございました。

それに対する県の考え方です。

魚礁の耐用年数を超えており、公共事業としての目的は概ね達成されたことから、一部の漁業種類の利用を制限する理由はない。懸念される影響については、具体的にどのようなトラブルなのか記載がないため、回答ができませんが、操業上の支障がある場合は、個別に対応することとしたい。また、中型まき網業者に

対しても、当該漁礁の利用に際しては、他業者への配慮を求めることとする。としております。

2番目に小型まき網漁業です。意見はございませんでした。

3番目の小型機船底びき網漁業（カコ甑）ですが、これについても意見はございませんでした。

次に4の小型機船底びき網漁業（カコ自貝）です。

これに関しては、資源管理について2者から意見がございました。

・業者間による調整は非常に困難なため、県に調整をお願いしたい。資源管理のための禁漁期間設定、協議会の設置等は難しいため、県から指導・調整して欲しいというご意見でございました。

それに対する県の考えです。

資源管理の取り組みについては、行政が一方向的に制限を課すという性格のものではなく、まずは関係する業者間で話し合いを行い、現場の実態に即した形で、禁漁期間などを自主的に取り組んで決めていくことが基本であると考えています。

漁業法においても業者間の自主的な資源管理措置である資源管理協定という枠組みがあるので、当該制度の活用を支援して参りたい。という形で整理しております。

次5番目、ごち網漁業（八代海域）の、ひき網延長、目合い、夜明け前操業などです。パブコメとしては、意見はございませんでした。

6番目です。ごち網漁業（北薩海域）の禁止期間、区域拡大、ロープ長です。ここに関しては、2者から意見がございました。

・操業回数を減らし効率的な漁獲ができるよう、ひき網を片側1,000mにしてほしい。

・一度の網入れによる漁獲量の減少は顕著となっており、最新機器類を駆使している一方、1日の網入回数に関わらず、漁獲に繋がっていないのが現状です。片方1,000m以内にすることによって、広範囲への網入れが可能となり1日の網入れ回数の減少による作業効率の向上及び労力の軽減、生産性の改善が図られることが期待されます。という意見です。

これに対する県の考えですが、提出された意見を踏まえ試験操業において、妥当な長さを調査したうえで改めて検討することとしたい。としております。

7番目です。ごち網漁業（西薩海域）の禁止区域解除、区域の拡大です。意見が2者からございました。

・冬場の操業時間が短いため、日の出30分前操業開始として欲しい。区域の拡大により、水深の深い場所へ対応が必要なためロープの長さの延長。600mから1,000mにしてほしい。

・試験操業により操業区域が拡大し水深が深くなる中、ひき縄の長さを現行の600m以内とした場合、操業に支障が出る恐れがあります。それと試験操業においては、ひき縄の長さを1,000m以内に変更した上で、操業区域内における適正なロープ長を確認するとともに、各漁業者の操業スタイルとの整合性の確認や効率的な操業体制の構築について検討する必要がある。という意見です。

これに対する県の考え方としましては、先ほどと同じですが、提出された意見を踏まえ試験操業において妥当な長さを調査したうえで改めて検討することとしたい。としております。

次に8番目、機船船びき網漁業の区域拡大、馬力制限の見直しについてです。

意見としましては、1者からありまして、操業区域拡大（川内川より北の距岸10,000m）について、試験操業により操業や漁獲状況の変化、他漁業への影響等を確認させていただきたい。ということで、県の考えとしましては、提出された意見を踏まえ、試験操業において操業や漁獲状況の変化、他漁業への影響等を確認することとしたい。としております。

続いて9番目敷網漁業（棒受網漁業、すくい網漁業）の区域拡大、総トン数撤廃です。意見としまして2者からございました。

・区域の拡大について、広範囲すぎて他の漁業に及ぼす影響が大きいと思われる。キビナゴ流し網漁業への影響が懸念されるため今回は、試験操業を行わず検討を継続すべき。

・野間岬から羽島崎を結んだ線より内側は禁止して欲しいという意見でございました。

県の考え方としましては、懸念される影響については、試験操業により確認することとする。また、試験操業の実施期間を1年以内としていることから、具体的な影響が確認された際は、適宜対応が可能です。ということにしております。

10番の刺し網漁業（かじき流し網漁業）の操業区域の表記見直しです。

これについては、意見はございませんでした。

11番の刺し網漁業（まだい・いさき流し網漁業）の許可の取得について、意見として2者からございました。

・水中灯での集魚で高い効率漁法であり、一晩中の操業では、当漁協の主幹漁業である定置網漁業に影響が懸念されるため、操業時間を日没から午前0時までにしてほしい。それと、イサキ、タイの一本釣りや定置網漁業の漁期にあたる6月、7月、8月を禁漁期に設定してほしい。

・沿岸漁業での魚価の安定のため、さわら流し網漁業も12時までの操業であることから、操業時間を日没から12時までとし、6月、7月、8月の禁漁期間を設定してほしいということでもございました。

県の考え方としましては、懸念される影響については、試験操業により確認し

ます。また、試験操業の実施期間を1年以内としていることから、具体的な影響が確認された際は、適宜対応が可能である。なお、試験操業は共同漁業権内で実施され、免許された漁協内での調整が前提となります。ということにしております。

12番目の刺し網漁業（さわら流し網漁業）については意見はございませんでした。

続いて、資料の7ページになります。

パブコメを踏まえ対応方針（案）を一部修正しましたのでその内容について説明いたします。

まず1の背景、それと2のこれまでの経緯については、これまで説明したとおりでございます。

3の対応方針案についてです。

まず、(1)の制限措置等制限措置の変更を伴う要望に対する基本的な考え方については前回説明から変更はございません。①から⑥になります。

まず1つ目には、検討の対象となる要望の前提条件としては、TAC魚種が漁獲の多くを占めている漁業種類、あるいは資源管理協定が締結されている漁業種類、これらを対象とするとしております。

2つ目に、要望への対応を検討する際の事前確認として、いきなり許可内容を変更するのではなく、まず試験操業を行い、漁業調整の課題や実際の操業状況を確認したうえで、本許可での対応を検討するということになります。

3つ目に、例外的な扱いとして、既に漁業調整が整ってる要望については、試験操業を省略し、そのまま許可内容の変更を行うということです。

4つ目に、現行制度で対応できる要望への対処として、現行制度の範囲内で対応可能なものについては、速やかに必要な手続きの指導を行うということにしております。

5つ目に、船舶総トン数の制限について、漁獲量が数量管理されているものについては、船舶総トン数の制限を撤廃するということです。

最後に6つ目は、主機馬力制限について、船の大きさから、規模以上の主機を積むことはできないことから、主機馬力とトン数の両方に制限のある漁業種類については、主機馬力制限を撤廃することとしております。

以上が、制限措置の変更を伴う要望に対する基本的な考え方になり、先ほど申し上げたとおり前回からの変更はございません。

続いて8ページをご覧ください。

(2)の漁業種類ごとの対応方針案については、別紙のとおりとして9ページ以降に掲載しています。パブコメの意見等を踏まえ、修正等があったものについて説明いたします。

修正を加えた漁業種類は、ごち網漁業、機船船びき網漁業です。

資料 12 ページをお開きください。ごち網漁業に関しては、パブコメ前の方針では、操業区域の拡大や操業期間の見直し等を試験操業で確認することとして整理し、ひき網（ロープ長）の延長については、検討を継続する。として整理をしていましたが、パブコメ等の意見を踏まえ検討を加えた結果、4の（4）の赤字の記載があるように、ひき網については、試験操業において妥当な長さを調査したうえで改めて検討するとしています。

これは、区域の拡大に伴い操業自体が成立するか。ということと、将来の本許可での上限設定を検討するうえでの情報収集をするための必要最小限の条件を確認する必要があると考えたためです。

次に機船船びき網漁業については、13 ページをお開きください。川内市沖の区域について、要望の区域を含めて試験操業の対象とすることとしています。南側では、沖出しがされて4年ほど経過したものの、操業実態がないため今回対象から外していましたが、パブコメの意見を踏まえまして試験操業の対象として確認していきたいと考えております。

続きまして、先ほどの資料の8ページに戻ってください。対応方針案の（3）試験操業の基本的な考え方についてですが、記載にあるとおり試験操業は、個人ごとに発出する特別採捕許可に基づいて実施し、操業区域の変更や禁漁期間の変更等を伴う漁業、ごち網漁業、機船船びき網漁業、棒受網漁業、すくい網漁業、まだい・いさき流し網漁業、さわら流し網漁業、これらの試験操業については、操業位置を正確に把握し、適正な操業を徹底する必要がありますので、A I S の設置及び常時作動を必須の条件とします。

その他、試験操業の実施期間は1年以内としまして、結果を踏まえ本許可へ移行するかどうかを県で検討し、鹿児島海区漁業調整委員会へ協議することとしたいと考えております。

漁業調整上の課題が残っている場合や操業状況の確認を継続する必要がある場合は、改めて特別採捕許可を発出し、試験操業を継続することとしております。

試験操業の期間中に関係法令違反が確認された場合は、その違反者については、試験操業を中断することとしております。

併せて、今回新たに試験操業に付された条件については、適合を確認したうえで許可証を交付することとしております。

具体的には、網目、ひき網長、A I S 作業状況等を県で確認をしたうえで試験操業がスタートができるということになります。

同じく8ページの4、今後の進め方についてです。前回の委員会で説明したものを見え消しで掲載しております。

本日の委員会では、④のパブコメ意見のあった案件について先ほど報告いた

しました。これについては、委員会終了後に公表する予定としております。

⑤対応方針の再検討が必要なものについて、パブコメの意見を踏まえまして、先ほど説明したとおり、対応方針案を一部修正しましたので、再協議を今回しております。

これまで説明した対応方針案を改めて変更する必要がなければ、変更の許可、試験操業等の対応を進めることとしております。

最後に、資料の17ページ以降に試験操業の実施要領(案)を示しております。条件などは、これまで説明したとおりで、申請を行う際は、どのような試験操業を行うのか、ロープ長についても、操業する者でそれぞれ異なると思いますので、計画書等に長さを記載してもらうこととしております。また、24ページにあるように試験操業は「区域の拡大に伴い操業が成立するか」や、将来の本許可での上限設定を検討するうえでの情報収集を目的としておりますので、操業区域や操業回数、漁獲量等を実績報告書に作成して、毎月報告を求めることとしております。なお、操業区域に関しては、先行利用者の操業を最大限尊重して試験操業を行うように指導を行う他、25ページにありますとおり、具体的な事案が発生した際は、県に対して報告するよう定める予定です。説明が長くなりましたが以上でございます。

○阿久根議長

ただいま、事務局より説明がありました。委員の皆様方から、何か御意見、御質問等ありますか。はい、重信委員。

○重信委員

はい。単なる質問ですが、試験操業でみんな認めるのは非常にいいことだと思いますけど、試験操業で、いわば他の業者や同業者から苦情があった場合、試験操業1年というけど、県は試験操業のもと、そのまま1年許可をさせられるのですか。マダイ、イサキの6月、7月、8月を禁漁期間とせず、1年間やらせるということなのですか。

○阿久根議長

はい、事務局。

○村田事務局次長

はい。試験操業の期間については、1年間ということで、まずは限定しまして、その中で、実際やっていただくというところを想定します。

6月、7月のまだい・いさき流し網についても、ここはその影響が懸念される

という、いろんな意見があるのですが、それが実際にどのような影響なのかというのは、やってみないとわからないというところなので、ここについては、1年間の中でやってみる。その中で、様々な意見、苦情とかあるかもしれません。それについては、我々も真摯に受けとめまして、次の試験操業もしくは、禁漁期間を定めた形の本許可という形で検討の材料としていきたいと考えております。

○重信委員

ということは、1年間はフリーで、要望が出たところは、させるということで受けとめて良いですね。

○阿久根委員

はい、事務局。

○板坂事務局長

はい。今回の試験操業の目的は、漁業者が減っている中で、大きく改正していかないといけない。いろんな懸念はあると思うのですが、その懸念が実際、具体的にどれだけあるのかということを確認しようとしていますので、まずは1年と思っていますけれども、非常にそのトラブルが大きいとか、そういうところは、やはりその状況を見ながら、試験操業の許可を持っているから良いということではなくて、そこは見直しが必要だと思うのですが、まずは1年間やってみましょう。この試験操業は、既存の漁業があるところであるのであれば、既存の漁業に、迷惑をかけないようにして下さいというようなことは、その許可を出す際にもお伝えしますので、そのトラブルの状況が、実際どれくらいなのかというのは、状況を見ながら、ということになると思うんですけど、基本は1年やった中で、どういった課題が出てくるかということを見ていきたいと考えています。

○重信委員

わかりました。

○阿久根議長

はい、事務局。

○村田事務局次長

補足で説明します。資料の23ページに、試験操業に関する誓約書ということで試験操業に参加される方について誓約書をとることにしております。この3

番目、許可の有効期間中、漁業調整その他公益上必要であると認められ、試験操業を中断する指示があった場合はこれに従う、ということですので、本当に大きなトラブル問題であった場合は、この条項を適用して中断するというのも、可能性としては、ゼロではないということをお伝えしておきます。

(暫時休憩)

○阿久根議長

再開します。議題に戻ります。

他に御意見がございますか。はい、野村委員。

○野村委員

A I Sの件なのですが、実費でするには、すごく金がかかると思うので、こういうことに対して補助金とか出るのかなど。

○阿久根議長

はい、事務局。

○村田事務局次長

A I Sに対する助成の話ですけど、現状でA I Sに対する補助事業というのはいりません。

過去には、漁船保険が少し安くなるっていうような、そういう制度がありましたけど県としては、今後、知事許可漁業については、こういった形でA I Sを、いろいろ管理していきたい、という考えもございます。そういったところから、皆さんがなるべく負担が軽減される形で設置ができるように、そういった事業についても、いろんな国の政策等とも照らし合わせながら積極的に考えていきたいと考えております。

○野村委員

わかりました。

○阿久根議長

はい、小崎委員。

○小崎委員

パブコメを見ていると、少し悲観的なパブコメもあつたりとか、申請される方

が出したりとか、そういうことも考えられるのですけど。

やっぱり県には、私のお願いなのですが、せっかくこういう機会を作ってやっ
ていくのですから、これをやっていこうという姿勢を崩さずに頑張っていただ
きたいなというふうに思っています。以上です。

○阿久根議長

他に、御意見ございますか。そういうことで、暫時休憩。

(暫時休憩)

○阿久根議長

会議に戻ります。進めていいですか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

会議に戻ります。はい、篤委員。

○篤委員

この試験操業というのは、いわゆる個人が、やりたいといって手を挙げてやら
せるような形になっていると思うのですが、例えば、こういうロープを伸ばした
り、或いは、区域を広げた時には、こういう操業してもらわないと県としてもデ
ータが何かあるのではないのかと思います。それを本当は調査船がやればいい
わけですけど、調査船はそんなに稼働できるわけございませんので、個人とい
う話なのですけど、その時に個人の船を使って、県が調査するという形であれば、
さっき言ったA I Sの補助なんていうのも、ある程度考えられたりとかしない
のかなと思って。逆に個人が、試験操業を本人の自由にできるわけですよ。そ
れとデータを求めるということ。その辺の、合致する手法というのは、何かある
のですか。

○阿久根議長

はい、事務局。

○事務局（小路口技術主査）

おそらく特別採捕許可の試験研究をイメージされているのかなと思うのです
が、特別採捕許可の試験研究と教育実習、種苗の供給というこの3つが、法令上

分類されるのですが、今回の試験操業の位置付けは、教育実習の方に位置付けをしております。

これは、昨年10月に取扱方針を改正した時に、教育実習の定義として、教育実習や試験的な操業または、技術の向上によるものってというような位置付けをしておりますので、試験研究であれば水産技術開発センターだったり、国の研究所で特別採捕許可を出してデータを集めるということなのですが、あくまでも教育実習のカテゴリ、試験的な操業のカテゴリで今回許可しますので、個人に許可をします。

その上で、今後、試験操業で本許可に移る場合に、どういう本許可に移っていいのかという必要な情報を実施要領でまだ案の段階ですけれども、必要なデータというのは、漁獲成績報告書と操業上の課題を報告してもらい、また聴取をして、じゃあ次どうするのかということを考えていくというふうに事務局としては考えています。

○篤委員

はい、わかりました。

あと1つ。他の漁業に対する影響ってというのはどういうふうにするのでしょうか。

○事務局（小路口技術主査）

資料の25ページ。この様式をもって報告をすることにしております。

当然、許可をする人に対し人が報告をすることですので、仮に、報告をしないケースというのも、想定されると思います。

しかし、当然トラブルがあれば相手方がいますので、相手方から連絡が来るでしょうし、先ほど御説明したように、この方針というのは、こういう方針で試験を行います、というのをホームページにも掲載をしますし、それを漁協さんにも、こういう方針を立てました、という連絡をしますので、公のもとで行うことですので、そういった意味では、この様式であったり、漁協さんからの連絡という形で、県も認識するという考えです。

○篤委員

試験操業の許可船には、例えば、この船は許可しましたとか、公表するとか、或いは、試験操業の旗を見たときにわかるように立てるとか、何かあるのですか。

○阿久根議長

はい、事務局。

○事務局（小路口技術主査）

現状、その試験操業旗を掲げるとか、何かホームページで、試験操業船を公表する、というのは、現在、想定はしておりません。

当然その試験操業を進める中で、そうやるべきだ、という御意見がある場合は、全く排除するものではないです。

A I Sは、当然常時作動ですのでA I S上で、鮮明に情報は公開されますし、ホームページでもA I Sの情報は、出ていますので我々は、そういうことで認識をしようというふうに考えています。

○篤委員

はい、わかりました。

○阿久根議長

旗を立てなくても、A I Sで県も取締船も管理できますし、船名もA I Sにはもちろん出ますし、その中でちゃんと決められた通りの場所で、ちゃんと操業しているか。また、誹謗中傷論としての反対意見など、どういう意見がくるかわかりませんよね。

自分はそのままでないのに、何かこないようなこの試験操業を邪魔しようとか、もしくは、本許可になる時や移行する時に、多大な損益損害や影響があるとか、感情論もありますよね。

相手が反対する人は、何でも言いますから、県には、そこは感情論とか誹謗中傷じゃなくて、根拠を示せる、操業中に何か本当に大きなトラブルがあったとか、著しい漁獲の減少が、継続的にその漁場に起きたとか、そういうのを立証する何かがないと、誹謗中傷で、まき網が獲れば、私が獲る魚がいなくなるとか、ごち網があれば、私の獲る魚が減るとか、そういうのは、時代錯誤でもあり、そういうことはないように、県にも委員会として、全てが本許可にできるだけ移行できるようにしていただきたい。というのは、委員長である私の意見でもありますし、先ほど小崎委員が言った、前向きにしてほしいというのは、それだと思います。

○重信委員

ちょっといいですか。いやマイクは、いいですよ。

要は試験操業が終わって、本許可になる時に、また委員会にかけるのですか。

○村田事務局次長

はい。試験操業をして、いろんな結果を検証して、本許可の中に落とし込む時には、委員会でしっかり協議して、取り扱い方針等の変更をするというような形になります。

○重信委員

わかりました。

○阿久根議長

他に、御意見は、ありませんか。はい、山下委員。

○山下委員

山下です。

この 11 ページから 12 ページまで、うちの管轄の要望が結構出ているんですけども、私もちょっと思ったのは、この 12 ページの要望内容。禁漁期間の 1 月から 3 月の見直し、他地域と同様に周年にして欲しいという、ここは、うちの東町の心構えも多分、これでごち網をしていかなきゃいけないという、意欲を持った形の要望だと思うんですよ。

だから、実際今の海水温から見ると、やはりタイとかそういうのは、もう早い時期にのぼっているという状況を踏まえたら、やはりここも試験操業という形で、ぜひやっていただければと、私は、そう思います。多分、皆さんわかっていると思いますから、その点についても、ぜひ検討していただければと思います。以上です。

○阿久根議長

はい、事務局。

○村田事務局次長

はい。ごち網漁業の北薩海域については、ちょっと資料が見にくかったのかなというところがあって申し訳なかったですけど、(1)の禁漁期から 1 月から 3 月の見直しというのは、当初から試験操業で確認していくということで行っておりますのでそういうことになります。

○阿久根議長

いいですね。他にないですか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

それでは、ただいまの協議事項について、県としましてはこの内容で、できる限り前向きに進めていくということを確認していいですね。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

そのとおり、決定いたします。

【議題 11 漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告について（報告）】

○阿久根議長

それでは、続きまして議題 11 は、漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告について、これは、報告事項ですので、どうぞ事務局。

○事務局（小路口技術主査）

漁業調整係、小路口です。

資料 11 をご覧ください。漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告。こちらは、漁業権に関する報告になります。

1 番、資料管理の状況等の報告ということで漁業権者は 1 年に 1 回以上、当該漁場の活用状況等について知事に報告をしなければならない、と定められております。知事は、海区漁業調整委員会の最終報告を受けた事項について報告するというふうに定められております。

2 報告の内容については、記載のとおり、資源管理の状況であったり、漁場の活用の状況であったり、免許の状況、実施状況等々を報告しないといけないということで、様式の定めはないのですが、県の方でこれら事項を網羅した参考様式を作って各漁業権者、漁協さんなりに報告いただくということにしております。

報告を求めた内容の 3 番ですけども、直近の事業年度 12 ヶ月分の報告をしていただいています。提出は、去年の 4 月 9 日に行いまして、7 月 18 日までに御報告をいただいています。

2 ページは、それらの根拠法令。3 ページ以降が、資源管理の状況等の報告ということで、鹿児島海区の全漁協さんの報告になります。

毎年、海区の方に、報告はさせていただいているのですが、昨年報告の時に、委員会の方から、漁獲量とか漁獲金額の報告があった、なかった、というような形で、させていただいていたのですが、漁獲量や漁獲金額もしっかり載せて、活用されているのかどうかを報告すべきだという御意見を昨年いただきましたので今回は、そういう記載にさせていただいております。

ただ、漁業種類ごとに書くと、ちょっとすさまじい量になりますので、漁獲量と漁獲金額については、1種から3種の合算した形で記載をさせていただいております。

記載のとおりなのですが、一部、算出困難というものがございました。算出困難というものに関しましては、いろんな事情はあるのですが、可能な限り報告を求める。例えば、浜売りだとか、漁協の方で把握をしてない情報が多いところが算出困難というふうになっていますので、次回は、その報告もするように。という指導をさせていただきます。

6ページからは、区画漁業、魚類養殖なり、藻類養殖なり、もろもろ記載をさせていただきます。実績がないものもさせていただきます。実績がないものに関しましては、5年間全く実績がない場合には、次の免許をどうするのかというのを次回、令和10年9月一斉切り換えがありますので、そこに向けてまた漁業権者と、ヒアリングを行って参りたいと思っております。

9ページが定置漁業です。定置漁業については、多くが漁業者個人や水産会社に免許してございます。これは、個人情報になりますので、ここに関しては、非公表とさせていただきます。

説明は以上ですけれども、海区の資料というのも全てホームページに掲載されますので、漁協さんの数字、漁獲量、漁獲金額は、全て抜いた形でホームページには、掲載をさせていただきますので、この点は御了承いただければと思います。説明は以上です。

○阿久根議長

報告事項でした。報告事項ですので、特に御意見とか、ないですね。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

その他になります。

委員の皆様方からその他、何かありますか。

それでは、自分から再確認なのですが、議題10の申請書類の様式が19ページ以降に載っていますよね。聞き逃したかもしれませんが、これは先ほどの条件、AISを載せた船で、申請は逐次、受け付けをスタートするというものでいいのですか。

○村田事務局次長

はい。この試験操業の実施要領については、案でありましたので、今回委員会

の方にお諮りして、概ね了承いただいたというところになるろうかと思います。

この後、県の中で内部の決裁を行って中身をしっかり固めていくのですが、なるべく早く、皆様に正式版としてお示しできるようにしたいと思います。概ね、この内容で進めていくという理解で準備を進めていただいて構わないのかと思います。

ただ、説明したとおり、いろんな条件、ロープの長さであったり網目であったり、これについては、県の方でしっかり確認した上で、交付していくつもりであります。

そうした関係で人員の配置をしないといけませんので、申請書を出したからすぐ試験操業できるということにはならないということだけは、御理解いただければと思います。以上です。

○阿久根議長

大体めどとしてどれくらいかかるのか。大体でいいけど。先ほども他の件でもあったけど、急がないといけないものは急ぐし、特に漁期を過ぎて迎えても、繁忙期、最漁期に入る仕事もあって、これが1ヶ月延びたら、もうすでに終わって、来年の話になって、試験操業しても実際の期間を過ぎてしまうということになれば、来年になってしまうから。

はい、どうぞ。

○村田事務局次長

はい。それぞれの事情があるということは理解していただきたいと思います。

まずこの要領については、2月上旬までには皆様にお示ししたいと思います。それに基づいて順次受け付けて、順次現地で確認して、試験操業をスタートさせるということで御理解いただければと思います。

○阿久根議長

2月の下旬、2月10日ぐらいまでには、ある程度のもうこのものができて、順次確認できたものから試験操業を認めていくということで理解していいですね。

○村田事務局次長

はい。

○阿久根議長

はい。ということで、そういうことだそうなので、暫時休憩。

(暫時休憩)

○阿久根議長

わかりました。他に、御意見ないですね。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

それでは、ないようですので、事務局何かありますか。

○板坂事務局長

ないです。

○阿久根議長

今日は、たくさんの議題につきまして、スムーズにできたことを皆さんに感謝いたします。

今日のこの委員会は、これで終わりいたします。

○板坂事務局長

はい。ありがとうございました。これで本日の委員会を終了いたします。